

納税は納期内に



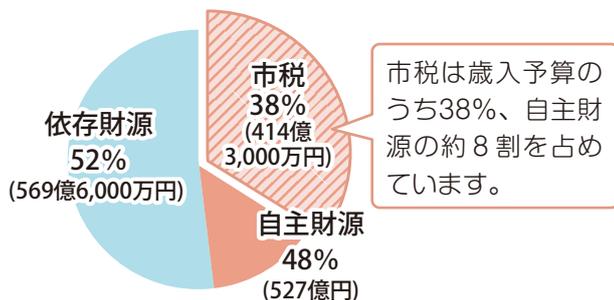
問い合わせ 収税課 ☎229-3135 FAX229-3331 特別滞納整理推進室 ☎229-3216

市税は貴重な財源です

市税は、市が行う福祉、教育、防災、公共工事などの市民サービスに欠かせない貴重な財源です。

税金は納期限までに忘れずに納付してください。

令和2年度歳入一般会計当初予算 (1,096億6,000万円)



令和2年度市税納期限一覧(11月以降)

納期限	税目など
12月25日(金)	固定資産税・都市計画税第3期
来年2月1日(月)	市民税・県民税第4期
来年3月1日(月)	固定資産税・都市計画税第4期

※給与から特別徴収した市民税・県民税の納期限は、月割額を徴収した月の翌月10日(土・日曜日、祝・休日の場合はその翌日)です。

便利です!口座振替での納税

市税の納付は、口座から自動的に納付できる口座振替をご利用ください。手続きは、納期月の前月末までに、取扱金融機関で行ってください。

対象税目 市民税・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税種別割

スマートフォンなどを利用した納付

スマートフォンなどを使って市税を納付できます。詳しくは、津市ホームページをご覧ください。



利用方法 ①スマートフォンなどに専用アプリ(PayPay、PayB、LINEPay)をインストールする
②納付書のバーコードを読み取り、利用可能な金融機関の口座から納付する

対象税目 市民税・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税種別割

相談はお早めに

納付が困難だからといってそのまま放置していると、延滞金が発生し、負担が増えるだけでなく、滞納処分の対象となります。特別な事情などで納期限までに納めることができない場合は、早めに収税課までご相談ください。

新型コロナウイルスの影響で納税が困難な人へ 徴収猶予の特例制度をご利用ください

同感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった人は、1年間、市税の徴収の猶予を受けることができます。担保の提供は不要で、延滞金もかかりません。詳しくは収税課(☎229-3136)へお問い合わせください。

対象 次の両方を満たす納税者・特別徴収義務者

- 同感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少している
- 一時に納付し、または納入することが困難である

対象の市税 令和3年2月1日までに納期限が到来する個人住民税、法人市民税、固定資産税など(申請時点で納期限が到来していないものに限る)

休日納付相談・納付窓口

12/20日 来**年3/21日**
9:00~15:00 市本庁舎2階

仕事などの理由で平日に来庁できない人が、納付相談や納付をできるように、年に4回、休日納付相談・納付窓口を開設しています。ぜひご利用ください。

滞納するとどうなるの?

- 督促状の発送** 納期限を過ぎても納付がない場合は、20日以内に督促状を発送します。
- 財産調査** 督促状などを送っても納付がない場合は、財産調査を行います。照会先は金融機関や勤務先、官公庁、取引先など多岐にわたります。
- 差し押さえ** 財産調査で明らかになった不動産、預貯金、給与、年金、自動車、生命保険などの財産を差し押さえます。
- 差押財産の換価と充当** 差し押さえた財産を現金に換え(換価)、滞納市税に充当します。